

(親元就農・経営継承・経営分離した申請希望者向け資料)

令和7年度横浜市新規就農者 農業経営改善支援事業について

- 1 補助金申請前に
- 2 補助事業の流れ
- 3 事前審査までに必要な準備
- 4 事前審査後のスケジュール
- 5 補助事業の要件
- 6 事業実施に関するその他について



令和7年度

横浜市みどり環境局 農政推進課

申請希望者用(親元就農・経営継承・経営分離)

補助事業を希望される方は、この資料を熟読の上各農政事務所へご相談ください。

1 補助金の申請前に

補助事業をご希望の場合には、以下の内容に対して、同意をお願いします。

(1) 事前審査申込書の提出

- ☐ 補助事業の申請を希望する場合は、期日までに**事前審査申込書と必要書類一式**の提出が必要です。
- ☐ 事業内容や申請状況によっては、事業内容の変更、補助金額の減額といった可能性があります。また、事前審査の結果によっては補助金申請が行えない場合があります。
- ☐ 事前審査で申請対象と判断された場合、改めて**正式な補助金申請が必要**です。

(2) 補助事業の市民への周知の協力

- ☐ 補助事業で導入した機械や、補助事業を実施する農地・施設に、補助事業を導入した旨を掲示していただきます（シール・看板等）。
- ☐ 事業の周知を目的として、導入した機械や設備、農作業風景の写真の撮影をお願いする場合があります。また、テレビや新聞等の取材等にもご協力いただく場合があります。

(3) 導入した機械・設備を定められた期間使用すること

- ☐ 補助事業により導入した機械・設備については、定められた期間（処分制限期間）中、補助事業の目的に沿った適正な使用をお願いします（農業用機械7年、パイプハウス10年他）。
- ☐ 本来の目的以外での使用や、譲渡、交換、貸付、廃棄は行わないでください。これらが発覚した場合は補助金の返還を求めます。やむを得ず譲渡、交換、貸付、廃棄を行いたい場合は、必ず事前に横浜市にご相談ください。また、自然災害等で損壊した場合、不良品交換の場合は、分かり次第早急に横浜市にご相談ください。

(4) 補助を受けた後の事業実施状況の報告

- ☐ 補助事業実施後、必要に応じて利用状況や営農状況などの報告をお願いする場合があります。

(5) 市民向けイベント等の実施

- ☐ 補助事業の開始から3年以内に、最低1回、市民を対象としたイベントの企画実施・出店や新規就農後の営農活動の紹介事業などに協力していただきます。
- ☐ 実施については4ページの「5 補助事業の要件 (1) ④」もご確認ください。
- ☐ 令和7年度に初めて補助事業を申請する場合は下記ウェブページにある「市民向けイベント等実施について」で手続きの流れをご確認ください。

【ウェブページアドレス】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/nochi/annai/20250401hojo.html>

令和2から6年度に補助事業を利用された方は別に送付した「市民向けイベント等実施報告書の提出について（依頼）」通知文他資料一式をご覧ください。

(6) 補助金交付決定後の決定の取り消し等

- ☐ 補助金の交付の決定等をした場合でも、その後の天災地変、その他の事情の変更により特別な必要が生じたときは、補助金交付内容の変更や補助金が交付できないことがあります

(7) その他

- ☐ 補助金手続きでは多数の資料提出が必要となります。規定類で決められているものや審査上必要なものになります。事業に関係する資料の準備や整理をお願いします。
- ☐ 一部、署名や押印が必要な資料がありますので予めご承知おきください。

2 補助事業の流れ



令和 7 年 5 月 16 日(金)までに、事前審査申込書と必要書類一式を、耕作地区を管轄する農政事務所へ提出して下さい。押印廃止に伴い、証明書による本人確認が必須となりました。運転免許証等の本人確認ができる証明書をお持ちください。写真なしの証明書の場合は確認書類2つ(健康保険証、通帳等)をお持ちください。

今回の審査は、補助金の交付を約束するものではありません。別途、本申請後書類等の審査があります。

事前審査を通過した方に申請書の様式等をお渡しします。必要資料を添付して申請書一式を提出いただきます。横浜市が申請書の内容を確認します。書類に不備がなければ、約1か月で交付決定します。

横浜市の交付決定後に事業(発注・工事)を開始して下さい。交付決定前に発注したものは、助成対象となりませんので、ご注意ください。

補助内容、事業費、工期・納品時期の変更がある場合は、速やかにご相談下さい。
※連絡がない場合は補助金が支払われないことがあります。
納品/工事完成時点の写真撮影をお願いします。

原則、事業費全額を先にお支払いください。
領収書等支払いを確認できる資料を準備してください。
(受領した場合は納品書、請求書、代金明細等も保管をお願いします)

支払い完了後、速やかに必要資料を添付して実績報告書を提出してください。
実績報告書様式の外、領収書(写)、写真等の添付が必要です。

横浜市が実績報告書の内容を確認します(約 1 か月)。

補助金の振り込み先を指定してください。

支払い請求書から約1カ月後、ご指定の口座に振り込まれます。

3 事前審査までに必要な準備

補助事業をご希望の場合には、審査までに以下の準備を行い、必要書類を農政事務所にご提出下さい。なお、事前審査後の本申請の際に見積書の有効期限が切れている場合などには、改めて書類の再提出を求めますので、ご了承ください。

事前審査受付期間:令和 7 年 4 月 21 日(月)から 5 月16 日(金)まで

受付場所:耕作地を管轄する農政事務所(最終ページお問い合わせ先参照)へ提出

(1) 補助金の要件の確認

「5 補助事業の要件」で、補助対象者、補助対象内容、及び補助対象経費等を確認してください。

(2) 事業実施場所の確認

機械の購入の場合は機械を使用する場所や保管場所、施設を設置する場合は施設を設置する場所の地番をご確認ください。

農地の区分(生産緑地、市街化調整区域等)をご確認ください。

借地で施設や設備(栽培用パイプハウス・農業用倉庫等)を設置する場合は、所有者や農地中間管理機構の承諾が必要です。

施設や設備を設置する場合、建築基準法や農地法等の関係法令の基準に適合している必要があります。適合や必要となる手続きについてはそれぞれの所管部署にお問い合わせください。

(3) 見積書の準備

機械の購入や施設の工事の見積書をご用意ください。

原則として市内業者の見積もりをご用意ください。

＊ 補助金申請の際には、再度見積書を取り直していただく場合があります。

＊ 事業費が 100 万円以上の場合、本申請時に市内業者2者以上の見積もりが必要となります。

(4) カタログ・図面の準備

機械の場合は、型番や機能が確認できるカタログなどをご用意ください。

施設や設備(栽培用パイプハウス・農業用倉庫等)の工事の場合は、構造や工事内容がわかる図面をご用意ください。

(5) 事業計画書の作成

事業計画書をご記入ください。



4 事前審査後のスケジュール

事前審査を通過した方には補助金申請の様式等をお渡しします。補助金申請までに書類の準備を行い、必要書類を農政事務所にご提出下さい。年度内に納品までを完了する必要がありますので、計画的に事務手続きを進めていただくよう、お願いします。

事前審査結果の連絡:令和 7 年 5 月 26 日(月)以降順次

申請受付開始:令和 7 年 6 月 2 日(月)予定。※審査状況により前後します。

第一次締め切り:令和 7 年 7 月31日(木)

※第一次締め切り後の事業実施は、予算の範囲内で行います。

受付場所:管轄の農政事務所へ提出

5 補助事業の要件

(1)助成対象者

以下のすべてを満たす者を対象とします。

- ①補助事業申請時において認定新規就農者および横浜チャレンジファーマーの制度を利用し、横浜市内で農業を営んでいる者等
- ②補助事業申請時において、市内で農地を耕作する権利を有しており営農を開始してから5年に満たない者
- ③処分制限期間の間、農作業に常時従事すると見込まれる者
- ④補助事業の開始から 3 年以内に、横浜市が指定する市民を対象としたイベント等の企画実施・出店や横浜市における新規就農後の営農活動の紹介事業などに協力ができる者

(2)助成対象内容等

①補助率 50%以内

②補助金額上限 1 事業者 300 万円

※各年度の補助金額の通算 300 万円を上限とします。ただし予算の範囲内とします。

※農薬、肥料及び農業生産資材等については1年度あたり補助上限額が 20 万円となります。

③対象経費

ア 農業経営の改善のために 導入する農業用機械・設備・備品等の購入に必要な経費

イ 農業経営の改善のために実施する農業用機械・設備・備品等の修繕に必要な経費

ただし、農業用機械・備品等は原則、自己所有物とし、本事業による補助で導入したものの修繕は対象外

ウ 土砂流出防止柵の設置等の周辺農地への影響緩和を目的とした環境整備費

エ 農業経営の改善のために導入する農薬、肥料及び農業生産資材等の購入に必要な経費。

概ね1点あたり取得金額3万円未満のもので事業実施年度に使用するものに限る。1申請年度内の補助金額の合計は 20 万円を上限とする。

【補助対象例】

農業以外に利用できる汎用性が高いもの、下記に分類できないものについては、事業内容、導入目的、農業経営内容を伺った上で1件ずつ審査しますので早めにご相談ください。

- ・ 農業用機械
耕運機、刈り払い機、管理機、野菜洗浄機、動噴、調製機、トラクター等
※中古機械についても可としますが、補助事業の流れにご注意ください。
- ・ 設備・備品
個人用井戸ポンプ、灌水設備、電気柵、防薬網等
- ・ 修繕
ハウスカーテン改修等
- ・ 生産用施設
栽培用ハウス、高設栽培システム、果樹棚等の生産用施設等
※農地法、農振法、建築基準法等の法令の許可見込みのあるものに限り
ます
- ・ 環境整備
鋼板土留設置等土砂流出防止対策の実施、草刈り委託等
- ・ 資材
※1年度あたり補助上限額が20万円となりますので注意してください
 - (1) 農薬・肥料: 農薬、肥料、堆肥、培養土、土壌改良剤、生物的防除資材、花粉媒介昆虫
 - (2) 生産用資材: マルチ、防虫ネット、防草シート、防草シート等を留める金具類
 - (3) 出荷調整用資材: 秤、結束機、袋詰め機、糖度計
 - (4) 栽培管理資材: ポット、鉢、剪定鋏、鎌、定植機、支柱、パイプ、灌水用器具(ホース、ノズル、タンクなど)、運搬管理に必要なもの(コンテナなど)、周辺環境の整備に必要なもの(刈払機の替刃など)、計測器(土壌酸度計、地温計など)等。ただし苗として販売する際のポット等は対象外とする。

※令和4年度から、農業用車両及び消耗品は補助対象外となりました。一例として、種苗、段ボール箱、出荷用袋及び衣類(安全靴や防護服なども含む)などが補助対象外となりました。

ただし、一部資材(栽培管理資材、農薬、肥料、土壌改良剤、被覆資材など)は引き続き例外的に補助対象としますが、使用用途や目的から補助対象外と判断する場合がありますので、判断に迷われた際は管轄の農政事務所にご相談ください。

6 事業実施に関するその他について

- (1) 本補助金は、市民の皆様からの税金を財源としています。補助事業実施にあたっては、本補助金が税金で賄われていることを十分留意し、誠実に事業を実施してください。
- (2) 現地説明会等の実施予定はありません。
- (3) 本事業における疑問点不明点につきましても、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

◆本事業に関するお問い合わせ先◆

鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑の各区の方

北部農政事務所 農業振興担当

電話:045-948-2480

FAX:045-948-2488

mk-hokubushuno@city.yokohama.lg.jp

中・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷の各区の方

南部農政事務所 農業振興担当

電話:045-866-8493

FAX:045-862-4351

mk-nambushinkou@city.yokohama.lg.jp

